

解体工事  
発注者の  
皆様へ

# 家電4品目は 正しくリサイクルしてください

建築物解体工事の際、建築物に残された廃家電は「残置物」であり、原則として、解体工事業者に処理を依頼することはできません。

建築物解体時の残置物については、所有者に処理責任があるので、解体工事前に、所有者により撤去してください。

- ◆ エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
- ◆ テレビ（ブラウン管式、液晶式、有機EL式、プラズマ式）
- ◆ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◆ 洗濯機・衣類乾燥機



の家電4品目は、家電リサイクル法の対象品目です。

残置物の処分（廃棄）に当たり、家電4品目については、家電リサイクル法に基づき正しくリサイクルしてください。

家電4品目の処分（廃棄）に当たっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

## 家電4品目を処分（廃棄）する場合は・・・

- ① 新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引取りを依頼する
- ② 処分する製品を購入した小売店が分かる場合には、処分する製品を購入した小売店に引取りを依頼する
- ③ 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡すのいずれかが必要です。

上記③については、家電リサイクル券に加えて、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物のマニフェストが必要です（③については、家電リサイクル券と産業廃棄物のマニフェストの両方が必要。）。

上記①～③のほか、廃棄物処理法に基づき、適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分許可業者により処分を行うことも可能です。



家電4品目の処分（廃棄）について、小売店に引取りを依頼する場合、建築物解体の直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売店に引取りを依頼してください。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者  
を利用しないでください。  
(家電4品目の廃棄に当たって要注意)  
「無許可」の廃棄物回収業者には、  
以下のような例があります。



令和6年4月更新

具体的な処分方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイト「これで解決！家電リサイクル」を御覧ください。

<http://www.kaiketsu.com/>



経済産業省の家電リサイクル法特設サイト  
(消費者向けサイト)



[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/fukyu\\_special/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html)

